

第一條 宗旨
本會は、日本實業の振興、労働者の福利、慈善事業の推進、及び社会の進歩を目的とし、其の事業に必要と認めらるる場合に、其の能力を發揮し、其の利益を享受せしむることを旨とする。

第二條 組織
本會は、会長一人、副会長一人、理事若干人、顧問若干人、監事若干人、及び職員若干人を組織する。

第三條 役員
本會の役員は、会長、副会長、理事、顧問、監事、及び職員とする。

第四條 資格
本會の役員は、日本国籍を有し、且つ、その地位、財産、信用、及び社会の進歩に有益なる者とする。

第五條 任期
本會の役員は、二年を任期とする。

第六條 選挙
本會の役員は、選挙により選出する。

第七條 附則
本會の附則は、本會の規約に附する。

第八條 施行期
本會の規約は、昭和八年四月十五日より施行する。

友愛會京都聯合會相愛扶助規定

友愛會綱領第三項ニ基キ相愛扶助ノ目的ヲ貫徹セ、爲左ノ通規定ス

第一條 宗旨
本會は、日本實業の振興、労働者の福利、慈善事業の推進、及び社会の進歩を目的とし、其の事業に必要と認めらるる場合に、其の能力を發揮し、其の利益を享受せしむることを旨とする。

第二條 組織
本會は、会長一人、副会長一人、理事若干人、顧問若干人、監事若干人、及び職員若干人を組織する。

第三條 役員
本會の役員は、会長、副会長、理事、顧問、監事、及び職員とする。

第四條 資格
本會の役員は、日本国籍を有し、且つ、その地位、財産、信用、及び社会の進歩に有益なる者とする。

第五條 任期
本會の役員は、二年を任期とする。

第六條 選挙
本會の役員は、選挙により選出する。

第七條 附則
本會の附則は、本會の規約に附する。

第八條 施行期
本會の規約は、昭和八年四月十五日より施行する。

勞働者自助會 友愛會 内案

友愛會とは何ぞや
一、友愛會は、労働者の地位の改善を圖るために組織されたる至國唯一最大の労働者の自助會であります。友愛會は大正元年に創立され、本部を東京に置き、全國に百餘の支部と五萬の會員とが在ります。

二、友愛會は大正元年に創立され、本部を東京に置き、全國に百餘の支部と五萬の會員とが在ります。

三、友愛會は、會長の鈴木法麿、顧問の添田、桑田、小河、三博士の外天下知名の士が援助指導されて居ります。

友愛會の三綱領
一、我等は公共の理想に従ひ、識見の開發、徳性の涵養、技術の進歩を圖らんことを期す

二、我等は共同の力に依り、着實なる方法を以て、我等の地位の改善を圖らん事を期す。

三、我等は互に親睦し、一致協力して、相愛扶助の目的を貫徹せん事を期す。

友愛會 京都聯合會

會員名簿

姓名	生年月日	現住所	本籍地	職業	紹介者氏名	備考
渡邊豊士	明治三十八年六月廿日生	市島新町通今出川上町西田中仁平方	三重縣桑名郡七取村大字香取百四拾九番地	工	鈴木録郎殿	
入會申込書						

大正八年 癸月 拾貳日
入會者

貴會の主義綱領及規則を知の上
會員として入會申込候也

友愛會京都聯合會御中

10.9.26. (F) # 471